1次救護所(応急医療救護所)について

1	応急医療救護所開設マニュアル(案)
	八千代台東小学校版・・・・・・・・・・・・・1
	西高津小学校版 ・・・・・・・・・・・・・10
2	学校への救護所設置に当たっての調整事項について・・・・18
3	応急医療救護所用テント設営デモンストレーション(参考)・・19

応急医療救護所開設マニュアル【八千代台東小学校版】

1. 目的

このマニュアルは、八千代市地域防災計画の規定に基づき、応急医療救護所(以下「救護所」といいます。)を 八千代台東小学校 に開設する際の開設手順等を示したものです。開設にあたっては、施設管理者(学校長)及び避難所運営委員会と調整を図りながら、迅速に救護所を立ち上げ、応急医療救護活動マニュアルに基づき、応急医療救護活動を実施します。

2. 救護所の役割(業務内容)

- (1) 傷病者の傷害等の程度の判別と優先順位付け(トリアージ※)
 - ※学校救護所では、医療資源に限りがあるため、原則、軽症(緑タグ)及び可能な範囲で中等症(黄タグ) 患者の対応のみとし、中等症~重症(赤タグ)患者は、八千代医療センターを第1候補に他の救護所へ 搬送するよう、八千代市応急医療救護本部(八千代医療センター内)に要請します。
- (2) 傷病者の応急処置
- (3) 応急医療救護本部への連絡調整
- (4) 応急医療救護本部,他の救護所との搬送調整



3. 【今後の調整事項①】救護所要員及び役割分担

医師·看護師 ^{※1}	<mark>名</mark>	救護所の開設、トリアージ、応急処置、搬送調整 ※詳しくは、「 応急医療救護活動マニュアル」 を参照 すること。
健康福祉部連絡員**2	<mark>4名</mark>	救護所の開設,応急医療救護本部(八千代医療センター内)等との連絡調整(搬送調整含む) ※詳しくは,「応急医療救護活動職員マニュアル」及び 「応急医療救護活動マニュアル」を参照すること。
避難所運営委員会 ※人数が足りない場合に要請	適宜	救護所の開設(補助)

- ※1 参集する医師・看護師のリストは、あらかじめ医師会において決定し、本人に通知しておくものとします。
- ※2 参集する連絡員は、あらかじめ市健康福祉部において決定し、本人に通知しておくものとします。
- ⇒参集した医師の中から責任者を選定します。

【書作学】	救護所における応急医療救護活動(トリアージ・応急処置, 搬送調整)の指揮命令権者となります。
医師	【主な役割】 ▶参集した医師・看護師をトリアージポスト、応急処置の 各エリアに割り振る
	▶応急医療救護本部、医師会本部(八千代医療センター内)との連絡調整(主に搬送調整)

★責任者は、あくまで救護所における**応急医療救護活動(トリアージ・応急処置, 搬送調整) を統括する立場**であり、学校・避難所運営委員会との調整や、応急医療救護本部への連絡等は、健康福祉部連絡員が中心となって行います。

4. 開設手順

(平日日中)

(夜間・休日)

(1) 救護所要員の参集

【医師・看護師】

所属医療機関での業務を一旦停止し、速 やかに指定された救護所に参集します。 ※参集に支障がある場合は、eST-aid を利用し、 医師会に報告し、代替要員の調整をします。

【健康福祉部連絡員】

所属での業務を一旦停止し、所属長に 報告の上、公用車等で指定された救護所 に参集します。

※参集に支障がある場合は、部内で代替要員の調整 をします。

【今後の調整事項②】

救護所に向かう前、〇〇に立ち寄り、P8 資料④「医薬品・衛生材料一覧」の医薬品 等を受け取ってから参集します。

【医師・看護師】

自身・家族の安全を確保し、速やかに 指定された救護所に参集します。

※参集に支障がある場合は、eST-aid を利用し、 医師会に報告し、代替要員の調整をします。

【健康福祉部連絡員】

自身・家族の安全を確保してから、速や かに市役所に参集し、公用車等で指定さ れた救護所に参集します。

※参集に支障がある場合は、職員連絡メール等で その旨連絡し、部内で代替要員の調整をします。

【今後の調整事項②】

救護所に向かう前、〇〇に立ち寄り、P8 資料④「医薬品・衛生材料一覧」の医薬品 等を受け取ってから参集します。

(2) 施設の開錠

参集後,速やかに屋外救護所前 (P6 資料 ②を参照),または,避難所運営委員会と 合流します。 参集後、特別非常参集職員・避難所運営委 員会と合流し、施設の開錠を依頼します。

(3) 学校施設の安全確認, 救護所の開設可否の確認

避難所運営委員会により、避難所開設にあたっての施設の安全確認が行われるので、 救護所の開設についても支障がないか確認します。荒天等で屋外設置が困難な場合は、 次に、屋内設置 (P6 資料②を参照) について学校側と調整します。

その後、救護所の開設可否を、デジタルMCA無線等を利用して応急医療救護本部に報告します。

連	施設名	MCA 無線	NTT 電話
絡方	応急医療救護本部	199	458-6297
法	八千代台東小学校 (救護所)	758	450-7200

※予備として、避難所の MCA 無線 (八千代台東小 506) も使用可能。その場合は医師会グループに登録されていないため、必ず個別モードで通信すること。

(4) 物資の運搬

防災倉庫等から救護所に使用する物資(P3 一覧表を参照)を搬出し、P6 資料②「全体レイアウト(案)」を参考に、必要な使用場所に運びます。

なお,施設の被害状況等に応じ,レイアウトや設置場所は,責任者を中心に協議し, 適宜変更してください。

(5) トリアージポスト (応急処置エリア含む) の設置

運ばれた物資を使用し、P7 資料③「救護所内レイアウト(案)」を参考に、トリアージポスト(応急処置エリア含む)を設置します。

また、トリアージ後の重症(赤タグ)及び中等症(黄タグ)患者の待機場所として、 トリアージポストの近くにシートを敷きます。

なお、トリアージの結果、死亡群(黒タグ)と判定された方の収容場所について、学校 側と協議すること。

(6) 開設完了報告

トリアージポスト及び応急処置エリアの設置が完了し、活動を開始できるようになったら、デジタルMCA無線等で応急医療救護本部に開設完了の旨を報告します。

5. 【今後の調整事項③】使用する物資及び保管場所

- ピンク…購入が必要なもの ・グリーン…防災倉庫にあるが追加で購入したいもの
- ・<mark>イエロー</mark>…防災倉庫のものを使わせてもらうもの

No.	物資名	数量	保管場所	使用場所
1	テント (小)	1 張	防災倉庫	
2	机	6 台	会議室	
3	椅子	10 脚	会議室	
4	簡易担架	1基	防災倉庫	
5	救護所要員用ビブス	数枚	防災倉庫	受付・本部テント
6	事務用品※	1 式	防災倉庫	
7	記録用紙	数枚	防災倉庫	
8	ホワイトボード	1台	会議室	
9	デジタルMCA無線	1台	職員室	
10	テント (大)	1 張	防災倉庫	
11	投光器	2基	防災倉庫	
12	発電機	1台	防災倉庫	トリアージポスト
13	コードリール	1 台	防災倉庫	
14	毛布	20 枚	防災倉庫	
15	トリアージタグ	100 枚	防災倉庫	
16	簡易ベッド	1 台	防災倉庫	
17	AED	1 台	体育館・保健室	トリアージポスト
18	血圧計	1台	防災倉庫	(応急処置エリア)
19	聴診器	2個	防災倉庫	
20	トリアージシート(4 色)	1式	防災倉庫	待機エリア (赤・黄)
21	台車	1 台	防災倉庫	(物資運搬用)

※事務用品一覧:鉛筆,ボールペン,マジック,粘着テープ,養生テープ,白紙,ハサミ,マグ ネット,・・・(他に必要な事務用品がないか検討)・・・

6. 医薬品・衛生材料について

八千代市では、応急医療救護活動で使用する医薬品・衛生材料については、各災害医療地区 病院(救護所設置病院)にて循環型備蓄方式で備蓄しています。

しかし、学校に設置される救護所の場合は、平常時の診療で使用しながら循環させることが 出来ず、また、学校内での保管場所の確保が難しいことから、当該救護所で使用する分につい ては、OOにて併せて循環備蓄しています。

したがって、災害時には、<mark>〇〇から</mark>P8の資料④<mark>「医薬品・衛生材料一覧」の医薬品等</mark>を持ち出し、当該救護所に搬送する必要があります。

医薬品等の搬送は、健康福祉部連絡員が、市役所から当該救護所に移動する前に、OOに立ち寄り、医薬品等を受け取った上で参集することとします。

●医薬品衛生材料の保管場所

救護所種別	保管場所	使用者	持ち出し者
病院設置型	各病院(循環型)	活動する医師・看護師等	各病院職員等
学校設置型	00	活動する医師・看護師等	市職員 (健康福祉部連絡員)

7. 更新履歴

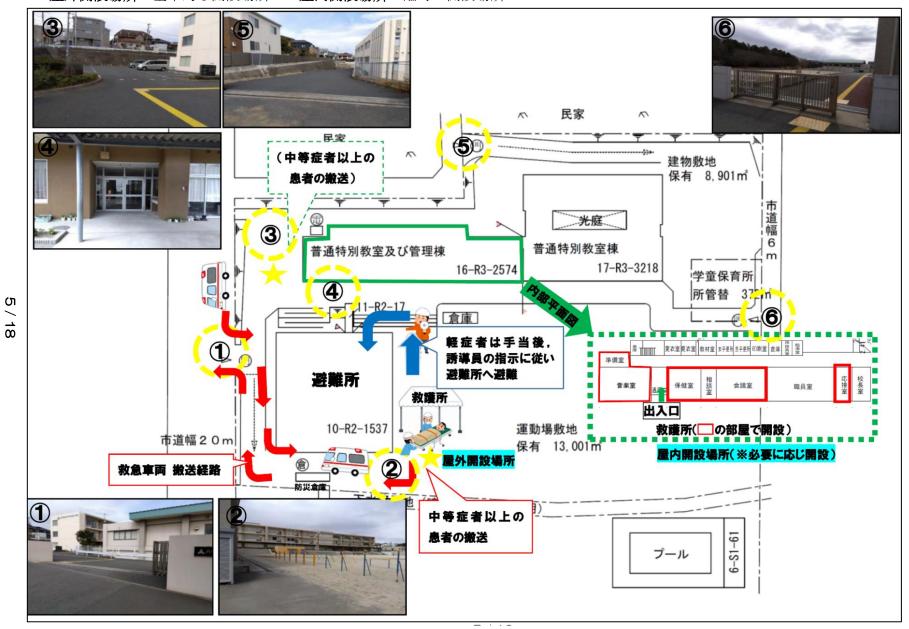
令和6年(2024年) 月 日初版





【資料①】救護所開設場所(案)「人・車両の流れ」

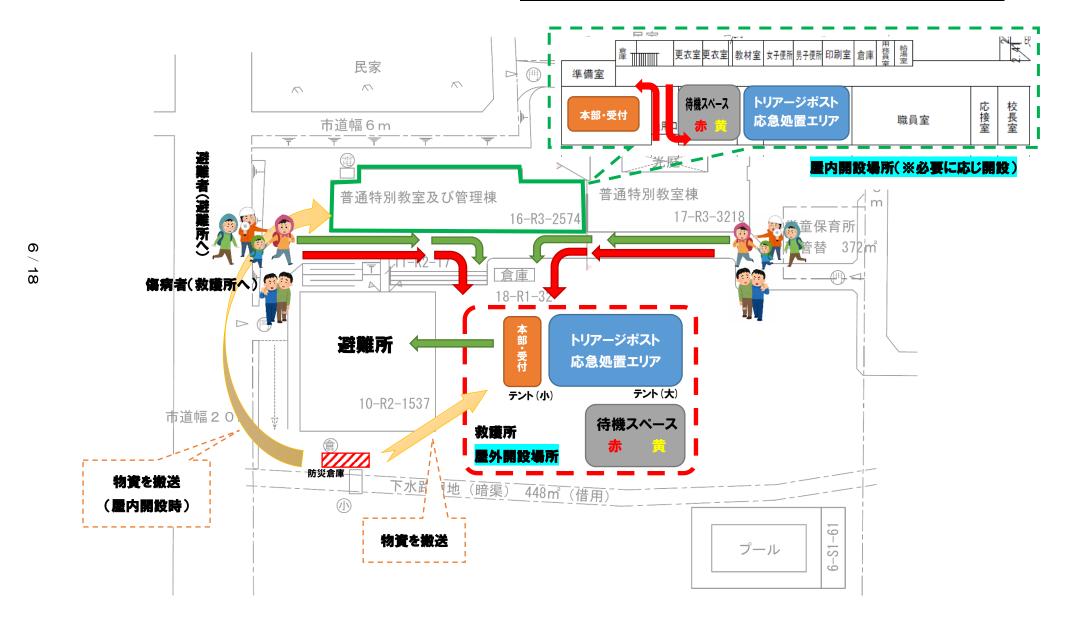
・屋外開設場所…基本的な開設場所 ・屋内開設場所…臨時の開設場所





【資料②】救護所開設場所「全体レイアウト(案)」

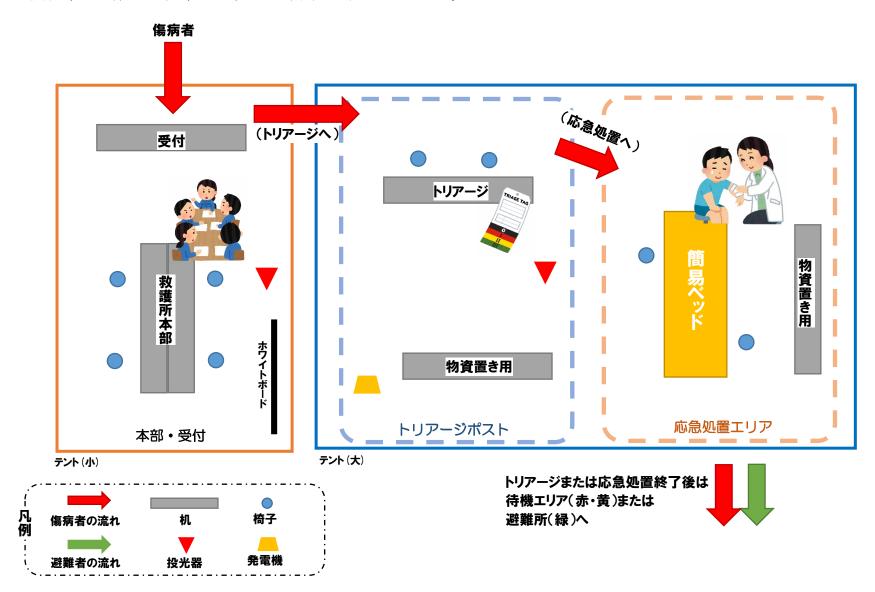
※資料①を基に救護所設置をした場合の大まかな配置を示しています。あくまで(案)ですので、その時の状況に合わせて適宜変更してください。



7 / 18

【資料③】「救護所内レイアウト(案)」

- ※屋外設置の場合の例です。あくまで(案)ですので、その時の状況に合わせて適宜変更してください。
- ※屋内設置の場合は、この案を参考に、空き教室・玄関等に展開してください。



【今後の調整事項④】

【資料④】医薬品・衛生材料一覧

※未作成(循環型備蓄医薬品の運用見直しと合わせて要作成)

※<mark>○○</mark>に配備。救護所開設時に持ち出して利用する。

応急医療救護所開設マニュアル【西高津小学校版】

1. 目的

このマニュアルは、八千代市地域防災計画の規定に基づき、応急医療救護所(以下「救護所」といいます。)を <u>西高津小学校</u> に開設する際の開設手順等を示したものです。開設にあたっては、施設管理者(学校長)及び避難所運営委員会と調整を図りながら、迅速に救護所を立ち上げ、応急医療救護活動マニュアルに基づき、応急医療救護活動を実施します。

2. 救護所の役割(業務内容)

- (1) 傷病者の傷害等の程度の判別と優先順位付け(トリアージ※)
 - ※学校救護所では、医療資源に限りがあるため、原則、軽症(緑タグ)及び可能な範囲で中等症(黄タグ) 患者の対応のみとし、中等症~重症(赤タグ)患者は、八千代医療センターを第1候補に他の救護所へ 搬送するよう、八千代市応急医療救護本部(八千代医療センター内)に要請します。
- (2) 傷病者の応急処置
- (3) 応急医療救護本部への連絡調整
- (4) 応急医療救護本部,他の救護所との搬送調整



3. 【今後の調整事項①】救護所要員及び役割分担

医師·看護師 ^{※1}	<mark>名</mark>	救護所の開設、トリアージ、応急処置、搬送調整 ※詳しくは、「 応急医療救護活動マニュアル」 を参照 すること。
健康福祉部連絡員※2	<mark>4名</mark>	救護所の開設,応急医療救護本部(八千代医療センター内)等との連絡調整(搬送調整含む) ※詳しくは,「応急医療救護活動職員マニュアル」及び 「応急医療救護活動マニュアル」を参照すること。
避難所運営委員会 ※人数が足りない場合に要請	適宜	救護所の開設(補助)

- ※1 参集する医師・看護師のリストは、あらかじめ医師会において決定し、本人に通知しておくものとします。
- ※2 参集する連絡員は、あらかじめ市健康福祉部において決定し、本人に通知しておくものとします。

⇒参集した医師の中から責任者を選定します。

【まに来】	救護所における応急医療救護活動 (トリアージ・応急処置, 搬送調整) の指揮命令権者となります。
【責任者】	【主な役割】 ▶参集した医師・看護師をトリアージポスト、応急処置の各エリアに割り振る ▶応急医療救護本部、医師会本部(八千代医療センター内)との連絡調整(主に搬送調整)

★責任者は、あくまで救護所における**応急医療救護活動(トリアージ・応急処置, 搬送調整) を統括する立場**であり、学校・避難所運営委員会との調整や、応急医療救護本部への連絡等は、健康福祉部連絡員が中心となって行います。

4. 開設手順

(平日日中)

(夜間・休日)

(1) 救護所要員の参集

【医師・看護師】

所属医療機関での業務を一旦停止し、速 やかに指定された救護所に参集します。 ※参集に支障がある場合は、eST-aid を利用し、 医師会に報告し、代替要員の調整をします。

【健康福祉部連絡員】

所属での業務を一旦停止し、所属長に 報告の上、公用車等で指定された救護所 に参集します。

※参集に支障がある場合は、部内で代替要員の調整 をします。

【今後の調整事項②】

救護所に向かう前、○○に立ち寄り、P16 資料④「医薬品・衛生材料一覧」の医薬品 等を受け取ってから参集します。

【医師・看護師】

自身・家族の安全を確保し、速やかに 指定された救護所に参集します。

※参集に支障がある場合は、eST-aid を利用し、 医師会に報告し、代替要員の調整をします。

【健康福祉部連絡員】

自身・家族の安全を確保してから,速や かに市役所に参集し、公用車等で指定さ れた救護所に参集します。

※参集に支障がある場合は、職員連絡メール等で その旨連絡し、部内で代替要員の調整をします。

【今後の調整事項②】

救護所に向かう前、○○に立ち寄り、P16 資料④「医薬品・衛生材料一覧」の医薬品 等を受け取ってから参集します。

(2) 施設の開錠

参集後,速やかに特別教室棟(屋内救護 所)前(P14資料②を参照),または,避 難所運営委員会と合流します。 参集後、特別非常参集職員・避難所運営委 員会と合流し、施設の開錠を依頼します。

(3) 学校施設の安全確認, 救護所の開設可否の確認

避難所運営委員会により、避難所開設にあたっての施設の安全確認が行われるので、 救護所の開設についても支障がないか確認します。

倒壊の危険等があり、屋内設置が困難な場合は、次に、屋外設置(P14 資料②を参照)が可能か判断します。その後、救護所の開設可否を、デジタルMCA無線等を利用して応急医療救護本部に報告します。

連	施設名	MCA 無線	NTT 電話
連絡方	応急医療救護本部	199	458-6297
法	西高津小学校 (救護所)	757	450-7200

※予備として、避難所の MCA 無線(西高津小 512)も使用可能。その場合は医師会グループに登録されていないため、必ず個別モードで通信すること。

(4) 物資の運搬

防災倉庫等から救護所に使用する物資(P11 一覧表を参照)を搬出し, P14 資料②「全体レイアウト(案)」を参考に, 必要な使用場所に運びます。

なお、施設の被害状況等に応じ、レイアウトや設置場所は、責任者を中心に協議し、 適宜変更してください。

(5) トリアージポスト (応急処置エリア含む) の設置

運ばれた物資を使用し、P15 資料③「救護所内レイアウト(案)」を参考に、トリアージポスト(応急処置エリア含む)を設置します。

また、トリアージ後の重症(赤タグ)及び中等症(黄タグ)患者の待機場所として、 トリアージポストの近くにシートを敷きます。

なお、トリアージの結果、死亡群(黒タグ)と判定された方の収容場所について、学校 側と協議すること。

(6) 開設完了報告

トリアージポスト及び応急処置エリアの設置が完了し、活動を開始できるようになったら、デジタルMCA無線等で応急医療救護本部に開設完了の旨を報告します。

5. 【今後の調整事項③】使用する物資及び保管場所

- ピンク…購入が必要なもの ・グリーン…防災倉庫にあるが追加で購入したいもの
- ・<mark>イエロー</mark>…防災倉庫のものを使わせてもらうもの

No.	物資名	数量	保管場所	使用場所
1	テント (小)	1張	防災倉庫	
2	机	6 台	会議室	
3	椅子	10 脚	会議室	
4	簡易担架	1基	防災倉庫	
5	救護所要員用ビブス	数枚	防災倉庫	受付・本部テント
6	事務用品※	1 式	防災倉庫	
7	記録用紙	数枚	防災倉庫	
8	ホワイトボード	1 台	会議室	
9	デジタルMCA無線	1 台	職員室	
10	テント (大)	1張	防災倉庫	
11	投光器	2基	防災倉庫	
12	発電機	1 台	防災倉庫	トリアージポスト
13	コードリール	1 台	防災倉庫	
14	毛布	20 枚	防災倉庫	
15	トリアージタグ	100 枚	防災倉庫	
16	簡易ベッド	1 台	防災倉庫	
17	AED	1 台	体育館・職員室前	トリアージポスト
18	血圧計	1 台	防災倉庫	(応急処置エリア)
19	聴診器	2個	防災倉庫	
20	トリアージシート(4 色)	1 式	防災倉庫	待機エリア (赤・黄)
21	台車	1 台	防災倉庫	(物資運搬用)

※事務用品一覧:鉛筆,ボールペン,マジック,粘着テープ,養生テープ,白紙,ハサミ,マグ ネット,・・・(他に必要な事務用品がないか検討)・・・

6. 医薬品・衛生材料について

八千代市では、応急医療救護活動で使用する医薬品・衛生材料については、各災害医療地区 病院(救護所設置病院)にて循環型備蓄方式で備蓄しています。

しかし、学校に設置される救護所の場合は、平常時の診療で使用しながら循環させることが 出来ず、また、学校内での保管場所の確保が難しいことから、当該救護所で使用する分につい ては、OOにて併せて循環備蓄しています。

したがって、災害時には、<mark>〇〇から P16 の資料④「医薬品・衛生材料一覧」の医薬品等</mark>を持ち出し、当該救護所に搬送する必要があります。

医薬品等の搬送は、健康福祉部連絡員が、市役所から当該救護所に移動する前に、 OOに 立ち寄り、医薬品等を受け取った上で参集することとします。

●医薬品衛生材料の保管場所

救護所種別	保管場所	使用者	持ち出し者
病院設置型	各病院(循環型)	活動する医師・看護師等	各病院職員等
学校設置型	00	活動する医師・看護師等	市職員 (健康福祉部連絡員)

7. 更新履歴

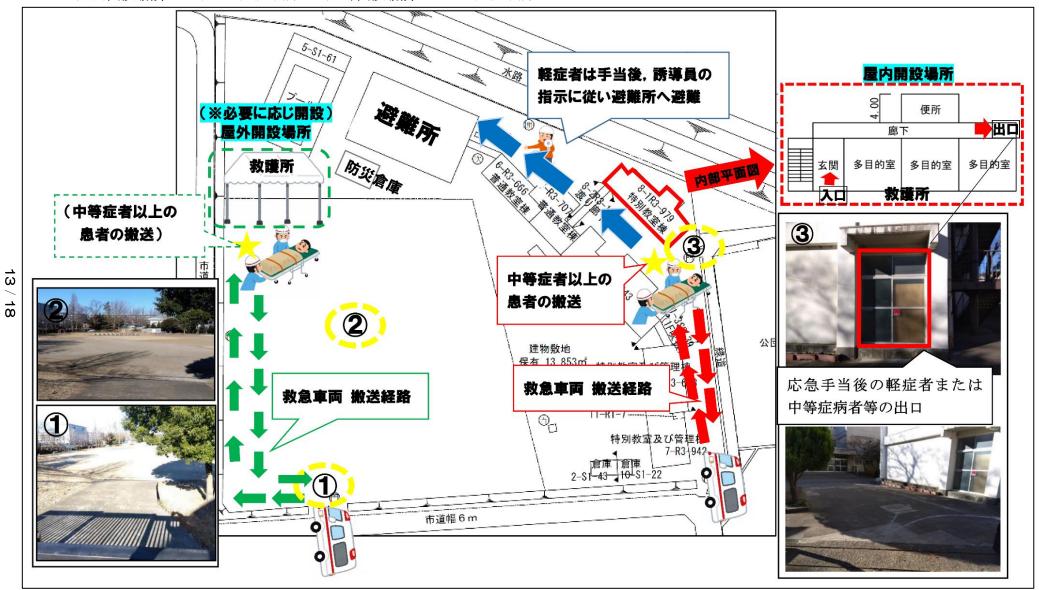
令和6年(2024年) 月 日初版





【資料①】救護所開設場所(案)「人・車両の流れ」

・屋内開設場所…基本的な開設場所 ・屋外開設場所…臨時の開設場所

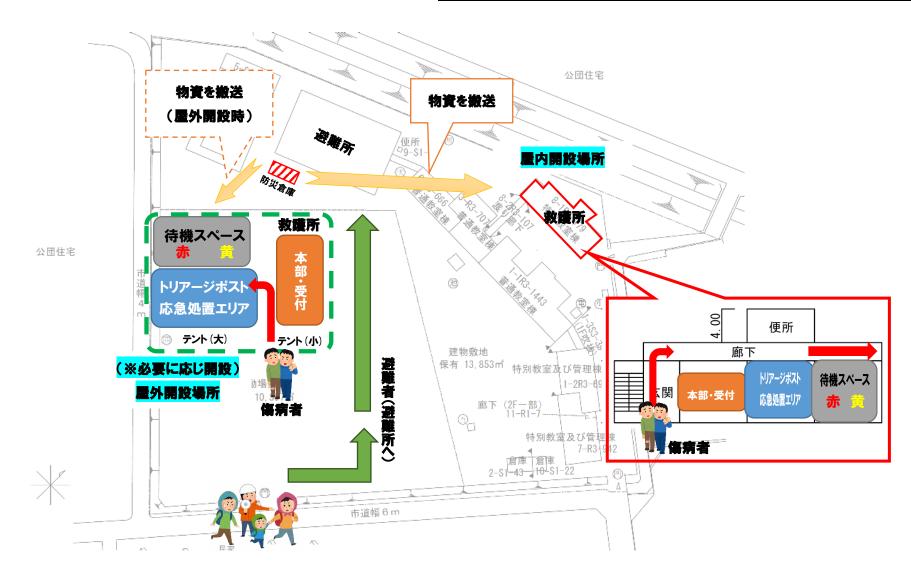


R6. . 版



【資料②】救護所開設場所「全体レイアウト(案)」

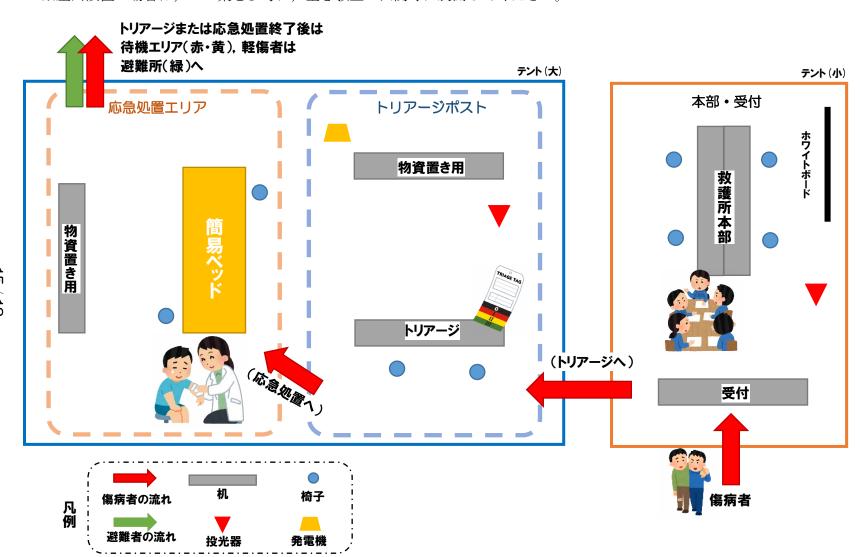
※資料①を基に救護所設置をした場合の大まかな配置を示しています。あくまで(案)ですので、その時の状況に合わせて適宜変更してください。





【資料③】「救護所内レイアウト(案)」

- ※屋外設置の場合の例です。あくまで(案)ですので、その時の状況に合わせて適宜変更してください。
- ※屋内設置の場合は、この案を参考に、空き教室・玄関等に展開してください。





【今後の調整事項④】

【資料④】医薬品・衛生材料一覧

※未作成(循環型備蓄医薬品の運用見直しと合わせて要作成)

※<mark>〇〇に</mark>配備。救護所開設時に持ち出して利用する。

学校への救護所設置に当たっての調整事項について

①救護所要員及び役割分担

応急医療救護開設に当たり、各救護所に参集するメンバーをあらかじめ決定します。 また、救護所の運営についての責任者を決定します。



- ・応急医療救護所に参集する医師のリスト化は,八千代市医師会に調整を依頼 しています。
- ・応急医療救護所に参集する健康福祉部連絡員のリスト化は、今後、部内で 調整し、決定してまいります。

②医薬品・衛生材料の保管場所

学校に設置される救護所では、医薬品等を平常時の診療で使用しながら循環させることが出来ず、また、学校内での保管場所の確保が難しいことから、当該救護所で使用する分について、八千代医療センターに、併せて循環備蓄していただけないか協議させていただけたらと考えております。



・八千代医療センターと現在、協議をしております。

③使用する物資及び保管場所

救護所で使用する物資及び保管場所について整理を行います。



・救護所及び救護所本部用テント、蓄電池、投光器については、現在、発注に向けた手続きを進めております。

④医薬品・衛生材料の再配備

平成27年1月に循環型備蓄として配備した医薬品等については、配備後、約10年 が経過しましたが、普段の診療では全く使用しないような品目が配備され、使用しきれず廃棄せざるを得なくなるようなケースや、実際の災害時に不足が懸念される薬剤があることから、再配備に向けた調整を行います。



・現在の医薬品・衛生材料の備蓄状況について調査を行いました。調査結果を踏まえ、再配備が必要な医薬品等について調整を行ってまいります。

応急医療救護所用テント設営デモンストレーション

実施日:令和6年6月25日(火)

規格:W5m×L6m×H2.7m = 床面積30m (収容人員15~20人)

①テント布を広げ、骨組みに当たる ロッドをセットします。 ②電動のエアポンプで膨らませます。





③2~3分でテントが立ち上がります。



